

随意契約理由書

契約件名 令和6年度上下水道事業に伴う舗装工事(第1回)	主管課 上下水道課
契約の目的 過年度に発生した漏水修理は常温合材にて仮復旧の状態である為、加熱合材にて本復旧を行うものである。	
随意契約を選択した理由 仮舗装部に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者等の安全な通行に支障をきたしており、一度事故等が起これば、住民の生命財産に損害を与える恐れがある為、早急な工事を行うもの。 尚、本契約は九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所と締結している令和6年度上下水道事業に伴う舗装工事単価契約に基づくものである。	
随意契約の相手方 住 所 古賀市筵内1024番地1 商 号 九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所 氏 名 所長 堺 新吾	
上記のものを選定した理由 上記のものは事務所が市内に所在する唯一の舗装業者であり、資材・機材を市内に保有し、技術者も工事路線の地理や道路状況を熟知していることから、迅速かつきめ細かな対応を見込めるため。 また、上記のものとは単価契約を締結していることから、単価による施工が可能な為。	
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号 古賀市公営企業契約規程により準用する古賀市財務規則第113条第1項第1号

随意契約理由書

契約件名 令和6年度上下水道事業に伴う舗装工事(第2回)	主管課 上下水道課
契約の目的 過年度および今年度に発生した漏水修理は常温合材にて仮復旧の状態である為、加熱合材にて本復旧を行うものである。	
随意契約を選択した理由 仮舗装部に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者等の安全な通行に支障をきたしており、一度事故等が起これば、住民の生命財産に損害を与える恐れがある為、早急な工事を行うもの。 尚、本契約は九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所と締結している令和6年度上下水道事業に伴う舗装工事単価契約に基づくものである。	
随意契約の相手方 住 所 古賀市筵内1024番地1 商 号 九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所 氏 名 所長 堺 新吾	
上記のものを選定した理由 上記のものは事務所が市内に所在する唯一の舗装業者であり、資材・機材を市内に保有し、技術者も工事路線の地理や道路状況を熟知していることから、迅速かつきめ細かな対応を見込めるため。 また、上記のものとは単価契約を締結していることから、単価による施工が可能な為。	
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号 古賀市公営企業契約規程により準用する古賀市財務規則第113条第1項第1号

随意契約理由書

契約件名 古賀水再生センターケーキ搬出コンベアNo.4駆動装置更新工事	主管課 上下水道課
契約の目的 ケーキ搬出コンベアNo.4駆動装置が運転開始から17年経過しており、経年劣化を原因とした故障の可能性が高まっている。万が一、故障により運転停止となった場合は脱水汚泥の搬出が不可となり、下水処理に重大な影響を及ぼすことから、致命的な不具合が生じる前に更新工事を行うもの。	
随意契約を選択した理由 ケーキ搬出コンベアが特殊製造品であり、製造元である株式会社神鋼環境ソリューションのみが更新可能なため。	
随意契約の相手方 住 所 福岡県福岡市博多区博多駅中央街1番1号 商 号 株式会社神鋼環境ソリューション九州支店 氏 名 支店長 井上 雅司	
上記のものを選定した理由 株式会社神鋼環境ソリューションが設備の製造者であるため。	
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 古賀市財務規則第113条第1項第1号

随意契約理由書

契約件名 古賀水再生センターボイラー設備バーナー等更新工事	主管課 上下水道課
契約の目的 経年劣化により、重油バーナーの故障が発生した旨の報告があった。重油焚きによる温度上昇が出来ないため、消化ガスの減少が発生した場合、消化槽内温度低下に伴い汚泥の消化率が低下し、適正な汚泥処理が不可となることが想定されることからバーナーの更新工事を行うもの。	
随意契約を選択した理由 ボイラー設備が特殊製造品であり、製造元である株式会社ヒラカワのみが更新可能なため。	
随意契約の相手方 住 所 福岡県福岡市博多区東比恵2丁目7番33号 商 号 株式会社ヒラカワ福岡営業所 氏 名 所長 前田 勝利	
上記のものを選定した理由 株式会社ヒラカワが設備の製造者であるため。	
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 古賀市財務規則第113条第1項第1号

随意契約理由書

契約件名 令和6年度古賀水再生センターNo.4遠心脱水機整備工事	主管課 上下水道課
契約の目的 No.4遠心脱水機が運転開始から20年以上経過しており、経年劣化を原因とした故障の可能性が高まっている。万が一、故障により本設備が停止した場合、水処理施設内に汚泥が滞留し、水質の悪化や放流先である大根川の水質に多大な影響を与えることとなるため、致命的な不具合が生じる前に整備工事を行ったもの。	
随意契約を選択した理由 遠心脱水機が特殊製造品であり、製造元である三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみが整備可能なため。	
随意契約の相手方 住 所 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8番27号 商 号 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 九州支店 氏 名 支店長 小倉 智治	
上記のものを選定した理由 三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)が設備の製造者であるため。	
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 古賀市財務規則第113条第1項第1号

随意契約理由書

契約件名	クロスパルこがプール照明設備改修工事	主管課	生涯学習推進課
契約の目的			
照明が設置から20年弱経過しており、複数の照明が不点灯となっていた。そのため屋内プール内が非常に暗く、利用者やインストラクターからも多くの苦情が寄せられ、運営上支障となることから改修工事を行うもの。			
随意契約を選択した理由			
複数の照明設備が不点灯となり、クロスパルこが屋内プール利用者から苦情が挙がり改修を検討したところ、同施設内において『令和6年度toto助成事業 クロスパルこが体育館照明設備改修工事』を株式会社オーム電設工業が競争入札の結果、落札し施工中であった。仮に株式会社オーム電設工業が当該工事を併せて請け負った場合、現場間での仮設資材の流用、照明資材の運搬費用の削減、現場経費の削減が見込まれることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号に基づいた随意契約を選択した。			
随意契約の相手方			
住 所	福岡市東区土井1-20-35		
商 号	株式会社オーム電設工業		
氏 名	代表取締役 浅井 直人		
上記のものを選定した理由			
同施設内において、同種別工事を施工中であったため。			
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由			
根拠法令			
地方自治法施行令第167条の2 第1項 第7号			

随意契約理由書

契約件名 古賀市防災行政無線設備更新工事	主管課 総務課
契約の目的 防災情報の発信等で使用している防災行政無線機器のうち親局設備や操作卓など一部の機器がサポート保守対象外となるため、機器更新を行うものである。	
随意契約を選択した理由 現在運用中の防災行政無線の一部の機器更新のため、導入・保守業務を行っている業者に特定されます。	
随意契約の相手方 住 所 福岡県福岡市博多区上呉服町10番1号 商 号 パナソニックコネクト株式会社 氏 名 現場ソリューションカンパニー九州社 プレジデント 岩尾 範彦	
上記のものを選定した理由 上記業者が、現在運用している防災行政無線の導入・保守業者であるため。	
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号	